

## 市長会見の項目（概要）

と き：令和元年 11 月 21 日（木）14：00～

ところ：市政記者室

■ 「大阪市地域防災計画」の修正（案）についてパブリック・コメントを実施します  
＜担当：危機管理室危機管理課 電話：06-6208-7384＞ 【フリップあり】

- ◆ 大阪市は、「大阪市地域防災計画」の修正（案）について、多くの皆様にご意見を頂くためにパブリック・コメントを実施する。
- ◆ 毎年、全国各地で大規模災害が頻発し、南海トラフ地震発生の現実味が高まっていく中で、本市の災害対応力の実効性を高めていくことを目的に、本市が経験した災害の教訓を踏まえるとともに法律の改正や、国・大阪府の新たな対策を取り入れることに加え、各対策の実施主体や本市の役割を精査し、計画の進行管理を効率的かつ効果的に行えるようにすることを考慮した。
- ◆ 具体的には、地震への対応として、広報体制の強化やブロック塀等の倒壊防止対策を、大型台風に対しては、動員体制の見直し・強化等を計画に反映する。
- ◆ また、国や府の動向を反映し、警戒レベルによる避難情報の発信、南海トラフ地震臨時情報の本格運用などについても計画に盛り込む。
- ◆ さらに、各対策の実施主体、各所属の役割を明確化し、災害対策の実効性を高めた。
  
- ◆ 意見受付期間は、令和元年 11 月 25 日（月曜日）から 12 月 24 日（火曜日）まで。
- ◆ 配架、閲覧については、大阪市ホームページほか、各区役所、大阪市サービスカウンター（梅田、難波、天王寺）などで行う。
- ◆ 提出方法は、送付・持参、ファックス、電子メールのいずれかで、大阪市危機管理室あての提出となる。提出様式は問わないが、必ず「大阪市地域防災計画」の修正（案）に関する意見であることの明記が必要となる。
- ◆ 提出いただいたご意見は、令和 2 年 1 月にホームページ等で一括して公表、回答し、令和 2 年 3 月までに「大阪市地域防災計画」を改訂する。
- ◆ 忌憚のないご意見をいただき、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、地域、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市の有する全ての機能を十分に発揮できる計画を作成する。